

再輸入品に対する消費税の免税について

令和4年2月以降のロシア・ウクライナ情勢に関連して日本からロシア向けに輸出された貨物を再輸入する場合など注意が必要です！

- 本邦から輸出された貨物について、消費税法第7条第1項又は第8条第1項の規定による消費税の免除を受けたものについては、再輸入の際、関税定率法第14条第10号に規定する要件を満たしていても、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号の規定により消費税の免除は受けることができません。
- 平成29年4月1日以降に輸出されたものが対象となります。
- 関税定率法第14条第10号の無条件免税を適用して輸入申告する場合は、消費税法第7条第1項又は第8条第1項の規定による消費税の免除の有無をご確認していただいた後、申告していただくようお願いいたします。
- 従来から名古屋管内では自動車の再輸入が多いため、特に留意願います。



(参 照 条 文)

■ 関税定率法(明治43年4月15日法律第54号)

(無条件免税)

第14条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一～九 (省 略)

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの。ただし、第17条第1項又は第18条第1項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第19条第1項又は第6項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第19条の2第1項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第2項若しくは第4項、第19条の3第1項若しくは第3項又は第20条第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一～十八 (省 略)

(参 照 条 文)

■輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和 30 年法律第 37 号)

(免税等)

第 13 条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの(関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第3項において同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税定率法第 14 条第1号から第3号まで、第3号の2(国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る部分に限る。)、第3号の3、第4号、第6号から第 11 号まで、第 13 号、第 14 号、第 17 号又は第 18 号(無条件免税)に掲げるもの(同条第 10 号に掲げる貨物にあつては、消費税法第7条第1項(輸出免税等)又は第8条第1項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)の規定により消費税の免除を受けたものを除く。)

二～五 (省 略)

2～6 (省 略)

(注)下線部は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第4号)により追加された部分である。

■消費税法(昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号)

(輸出免税等)

第7条 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

二 外国貨物の譲渡又は貸付け(前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和 30 年法律第 37 号)第8条第1項第3号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。)

三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)

第8条 輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第6条第1項第6号(定義)に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。)に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡(第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。)を行つた場合(政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第 28 条第1項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となるときに限る。)には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成 10 年法律第 25 号)第2条第3号(定義)に規定する電磁的記録をいう。)を保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類若しくは電磁的記録を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3～10 (省 略)